

水道法第25条の7の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり廃止したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第4号の規定により、告示する。

令和6年7月31日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	廃止年月日
61	株式会社北本組	北本 親平	千葉県市川市曾谷 四丁目7番1号	令和6年7月23日
27	株式会社一角	榎本 礼子	千葉県君津市常代 二丁目11番8号	令和6年7月25日